

平成14年6月

社会保険職員等を装った個人情報収集について

被保険者または被保険者の家族（以下、被保険者等）に対して、社会保険事務所の職員等を装った電話又は架空団体名の文書の照会により、被保険者等の勤務先（名称、所在地、電話番号）等に関する情報を収集する不審な行為については、これまで、新聞やテレビでも注意を呼びかける報道が行われたところであるが、未だに不審な情報収集は全国で相次いでいる状況である。

特に最近では、威嚇や脅迫めいた電話対応の事例もあり、その際、社会保険事務所へ苦情が寄せられている。

電話による情報収集は、多くの場合、被保険者本人が不在である日中の時間帯に家族に対し行われており、社会保険広報誌や社会保険庁ホームページにおいて注意喚起の記事の掲載を行うことに加え、昨年に引き続き、今回も、年金受給者の方々へ送付する「年金振込通知書」等の裏面を活用し、注意を呼びかけたところである。

（平成14年6月14日年金支払い分）

平成11年4月から平成14年3月現在までに確認された不審な行為の件数

- | | |
|---|--------------------|
| (1) 社会保険事務所の職員等を装った不審電話 | |
| | 47社会保険事務局、 9,635事例 |
| (2) 架空団体名（(社)全国社会保険事務センター・全国健康保険管理組合業務センターなど）による被保険者等への照会文書 | |
| | 29社会保険事務局、 147事例 |

そのうち、平成13年4月から平成14年3月現在までに確認された不審な行為の件数

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 社会保険事務所の職員等を装った不審電話 | |
| | 47社会保険事務局、 5,608事例 |
| (2) 架空団体名による被保険者等への照会文書 | |
| | 1社会保険事務局、 1事例 |

(裏面)

(表面)

物価スライドによる年金額の改定はありません

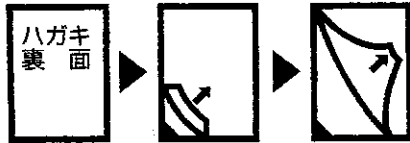
公的年金の年金額は、毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定することとなっています。
平成13年の全国消費者物価指数は平成12年と比べて低下しましたが、特例措置により年金額を改定しないこととなりました。
このため、年金改定通知書は送付いたしませんのでご承知おさください。

ご注意ください!

社会保険事務所を名乗り、ご家族の勤務先等を聞き出す不審な電話が相次いでいます。社会保険事務所では、このような問い合わせはしておりませんのでご注意ください。

社会保険庁

開封方法



左下の角から矢印方向にゆっくりとねじりながらはがして中をご覧ください。
水に濡れているときは、よく乾かしてからおはがしください。
社会保険業務センターは社会保険庁の事務を担当する機関です。

PAT: 2736838kp



郵便はがき

差出人

社会保険業務センター

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話 03-3334-3131

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
なお、水に濡れている時は良く乾かしてからおはがしください。

(参考)